

目次

- P 1～3：今、この時期だからこそ、消費者教育にできること*
- P 4：(財)消費者教育支援センター設立20周年記念
「海外調査報告書」のご紹介
消費者教育用DVDをご利用ください
- P 5：消費者教育出前講座のご案内
- P 6・7：インターネットトラブルにご注意ください！
- P 8：あなたは大丈夫？クータイ危険度チェック！

決選 めぶ 眼、 力

第13号

2012.3月

今、この時期だからこそ、消費者教育にできること

(財)消費者教育支援センター主任研究員 柿野成美

1 はじめに

この度の東日本大震災によって被災されました皆様に、お見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々へのご冥福を心よりお祈り申し上げます。

私にとって仙台市は、教員研修の講師として毎年のように訪れる機会をいただいている特別な場所です。震災のニュース映像に触れるたび、研修でお目にかかった先生方の顔が浮かび、安否が気がかりでした。そのような中、仙台市消費生活センターにお見舞いのメールを差し上げた折、震災直後の3月末に東京で開催された教員研修で印象に残ったことを併せてお伝えしました。

後日、仙台市消費生活センターから、「震災後、学校現場でも校舎や生活基盤の立て直し、授業の再開まで、先生方が大変ご苦労されていたので、今年は消費者教育どころではないな、難しいなと思っていたのですが、あの時のメールの内容が印象に残っているので」と、今回の原稿依頼をいただきました。お役に立てることができればと気軽にお引き受けしたものの、実際に書き始めてみると言葉にすることが難しく苦労いたしましたが、少しの間お付き合いいただければ幸いです。

2 買い占めから応援消費へ

例年3月末、東京において「教員を対象とした消費者教育講座」(主催:独立行政法人国民生活センター、講座運営:財団法人消費者教育支援センター)が開催され、全国各地から消費者教育に関心が高い先生方が集まります。昨年は震災直後だったため、開



消費者教育家庭科研修会 講師 柿野成美 氏
(平成22年8月17日仙台市教育センターにて)

催の是非をめぐって議論されましたが、熟慮の結果、予定通り開催されました。そこに参加していたある教員の発言が、私にはとても印象深く感じました。「これまで消費者教育を行ってきたが、震災を前にして出来ることは限られており、無力であることを実感した。それでも、今、この時期だからこそ、消費者教育にできることは何かを議論する必要があるのではないか」というものです。

震災直後、仙台の皆様は生活復旧のために大変なご苦労をされたことと思います。また今もなお、通常の生活には戻っていない方もいらっしゃることだと思います。首都圏では、一時期買いだめ・買い占めが起こりました。当時私には1歳の娘があり、いつも使っていたおむつや水などを手に入れることができず、九州に暮らす義母から送ってもらいました。3月14日には、「本当に必要なものを買っていただき、買い占めに走らないよう、冷静な行動をお願いしたい」と、当時の蓮舫消費者担当相が社会問題化した買い占め行動に注意喚起を行う程でした。

時間の経過と共に、不安を理由に自己防衛のために行った消費が、実は被災地の方や本当にそれを必要としている人たちの手に届かず、困ることがあるということに誰もが気づくことになったでしょう。しかし、あの時は、緊急事態を前に「自分や家族の命を守りたい」という切実な想いから、それ以上のことを考える余裕が多くの人から奪われていた状況だったのではないかと思います。奇しくも個人の意思決定が社会全体に与える影響の大きさを、身をもって体験する機会になったのです。

震災直後の混乱期を経て、多くの人々は募金や寄付を行い、被災地の商品を購入して応援する「応援消費」や地元企業を間接的に資金援助する「復興支援ファンド」へと私的な事柄から社会的な事柄に関心が広がってきました。このように、私的欲求の追求だけでなく、他者を思いやり、消費者としての責任を果たす消費行動が広がりを見せたことは、これから消費者教育が目指す「消費者市民社会」の実現に向けて、おおきな一步を踏み出したと感じています。

3 震災直後、海外での経験

私は震災直後、他の方とは少し違う経験をしました。3月12日から約2週間、海外における消費者教育の実態調査のため、日本を離れていました。私が所属する財団法人消費者教育支援センターは平成2年に設立された団体です。昨年度は、設立20周年記念事業の一環として数ヶ月前から海外調査が企画されていました。1歳の娘（しかも双子です…）をおいて2週間の出張ということ自体、私にとって（家族にとって）大きな挑戦だったのですが、それに加えて震災直後の出発、しかも緊迫した家族からのメールと海外メディアの眼を通した情報しか入手できない状況だったので本当に不安な日々でした。（先に登場した教員を対象とした消費者教育講座は、帰国後すぐに開催されたものでした。）

さて、今回の訪問先は、トルコのイスタンブールで開催された消費者教育の国際会議であるPERL（Partnership for Education and Research about Responsible Living）と、ヨーロッパでも消費者教育先進国の一であるスペインでした。そこで印象的だったことは、ヨーロッパを中心とした国々では、自らの権利を主張するだけではなく、「責任ある消費」（Responsible Consumption）を消費者教育の主流テーマとしていたことです。

特にスペインでは、1978年に制定された憲法下に消費者教育の規定が置かれ、発達段階ごとに各教科で消費者教育を実施していました。消費者教育に従事する教員は大学時代に心理学を専攻した者が多く、調べ学習や体験を通



スペイン消費者教育センターにて 柿野先生(左から4番目)
「海外の消費者教育2011 韓国・スペイン・PERL」から

じて消費者のライフスタイルそのものについて考え、見直しを行うような実践が多いように感じました。

例えば、地域ごとに消費者教育センターと呼ばれる体験型施設が設置され、そこにCM制作のスタジオがありました。子どもたちはそこを訪れてCM制作を行い、制作過程を通じて、消費社会をとりまく広告やCMに対してクリティカルに分析・判断することの重要性について考えさせる授業が行われていました。まさに「責任ある消費」とは、消費者がCMやメディア情報を無自覚に受け入れて、受動的に消費することではなく、自らの眼で選び、考えて決める（まさにこの情報誌のタイトルですね）



「水を大切にしよう」をテーマに知的障害をもつ人たちがCM制作をしている様子
「海外の消費者教育2011 韓国・スペイン・PERL」から



スペインの公立小学校1年生の授業風景
「海外の消費者教育2011 韓国・スペイン・PERL」から

ことにより、よい企業が選ばれ、社会全体がよくなる「意思あるお金の使い方」について学ぶことなのです。

日本でもこのような実践は見られますが、まだまだ「悪質商法の被害に遭わない」ことを目的とした知識中心の授業が多く見られます。それは一方で大切なことです、環境教育、食育、情報教育、持続発展教育、開発教育、人権教育など、それぞれのテーマの中で「消費者としてどのように考え、行動するのか」を突き詰めていくことにより、新しい消費者教育の可能性があるのだと思います。

4 消費者市民社会の形成をめざす「消費者教育推進法」の制定へ

ところで本稿で登場した「消費者市民社会」という言葉、これまで聞いたことはありましたでしょうか？実際のところ、先生方でもあまり耳慣れない方が多いと思います。

この言葉は、私が参加したPERL国際会議の前身、CCN (Consumer Citizenship Network) の活動を通じて広まった「Consumer Citizenship」の日本語訳です。特に、平成20年版「国民生活白書」で「消費者市民社会への展望」として日本に広く紹介された言葉で、消費を通じた消費者の社会的な役割に注目した概念です。

2012年1月24日に召集された通常国会では、これまでの消費者教育で行われてきた「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」に加え、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育」を推進するために、「消費者教育の推進に関する法律」を議員立法として提出する準備が進められています。

その中で「消費者市民社会」とは、消費者が個々の消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会として定義しています。

また、法律の基本理念では、「震災その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、あらかじめ、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならないこと」も盛り込まれており、今回の震災経験を消費者教育の事例として積極的に活かしていくことの重要性も示唆されています。

今回の震災は大変悲しい出来事でしたが、この経験が消費者教育の実践に深まりと広がりを与えてくれる可能性があると思います。すぐには難しいかもしれません、震災の経験を活かした消費者教育を仙台モデルとして全国に発信していただければ有難く思います。ぜひ、一緒に頑張っていきましょう！



設立20周年記念 海外調査報告書 「海外の消費者教育 2011—韓国・スペイン・PERL」

＜主な内容＞

第1章では、韓国の消費者院や消費者教育支援センター等を訪問し、各機関・団体が取り組む事業や教材情報がとりまとめられています。

執筆担当：中川壯一主任研究員

第2章では、スペインの国家消費者院や各自治州が設置する消費者教育センター、公立学校等を訪問し、教材やそれを使って実施された授業の様子等が紹介されています。

執筆担当：柿野成美主任研究員

第3章では、消費者市民教育に取り組んでいたCCN (Consumer Citizenship Network) から発展したPERLの国際会議について紹介されています。

執筆担当：松葉口玲子横浜国立大学教授

※消費者教育に取り組まれている先生方へのヒントがたくさん詰まっています。ぜひ、ご一読ください。



発行：消費者教育支援センター
発行年：2011年
形状：A4サイズ、80ページ
価格：1,500円（税込み）

財団法人 消費者教育支援センター

お問い合わせ先

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-1小島ビル5階 TEL:03-5919-4541 FAX:03-5919-4575
(FAXまたはWebサイトからお申込みできます。)

財団法人 消費者教育支援センターとは？

平成2年に経済企画庁（現消費者庁および内閣府）と文部省（現文部科学省）の共管法人として設立され、消費者教育を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、消費者教育に関する調査研究や教材開発等の事業を行っています。例年3月に国民生活センター主催の「教員を対象とした消費者教育講座」なども開催しています。詳しくは、Webサイトをご覧ください。

▶ <http://www.consumer-education.jp/nice/>

消費者教育用DVDをご利用ください

仙台市消費生活センターでは、消費者教育用DVD等を無料で貸し出しています。

授業や研修会などで、どうぞご利用ください。

小学生向け

「ネット世界の歩き方」

教員・保護者向け

「子どもたちとネット世界」

—大人はどう見守っていくのか—

「無料着うた」のワナ、「無料オンラインゲーム」の落とし穴、「SNS・アバター・プロフ・チャット」などの基礎知識、料金のしくみや家庭のルールについてなどで、小学生向けと教員・保護者向けの2部構成になっています。



- ◆小学生(中・高学年)向け 17分
- ◆教員・保護者向け 18分
- ◆発行 神奈川県消費生活課 (2011年2月制作)

中学・高校生向け

知的障害や発達障害のある方へ

「断るチカラの磨き方」

心の隙を狙う悪質商法

「本編」で若者が被害に遭いやすい悪質商法の事例と注意点、対処法について解説していくとても分かりやすい内容となっています。

「練習編」で具体的な断り方・相談のしかたを身に付けられます。



◆知的障害や発達障害のある方へ（一般の中学・高校生も対象）

◆DVD「本編」21分
「練習編」6分

◆発行 東京都消費生活総合センター
(2010年3月制作)

※貸出期間は2週間まで。

■DVD教材の申込み・問合せ 仙台市消費生活センター

☎ 268-7040

講師を派遣します！

「消費者教育講座」



仙台市消費生活センターでは、消費者教育に関する出前講座を行っています。
「生徒向け講座(授業)」や「教師向け研修会」について、対象・内容に応じて講師を派遣します。



生徒向け講座（授業）

- **講師**：弁護士、司法書士、金融広報アドバイザー、消費生活センター職員等
- **内容**：次のようなテーマを予定しています。（テーマ・内容は、ご相談に応じます。）

A 契約の基礎知識

契約の基本、クーリング・オフの方法、契約が取り消しできる場合など

B 金銭・金融教育

お金の使い方、クレジットカードの管理、多重債務に陥らないためになど

C インターネットトラブルの被害に遭わないために

パソコンや携帯電話のインターネットの契約トラブルの予防と対策など

D 悪質商法の被害に遭わないために

若者が被害に遭いやすい悪質商法（アボイントメントセールス、キャッチセールス、マルチ商法など）の手口と対処方法について

- **会場**：申込先の各学校等



平成24年1月25日南小泉小学校
「インターネットトラブルの被害に遭わないために」

受講した生徒の声

- ・軽い気持ちで使っていたけど、ウィルスや悪いリイトに気をつけて使いたい
- ・インターネットの便利さと怖さを実感することができた
- ・時間を決めて使ったり、怖いサイトを見ないようにしたい
- ・もう一度、親と話し合ってから使いたいと思う



教師向け研修会

- **講師**：消費者教育専門家（教授、教師、弁護士）等

- **内容**：消費者教育の指導・実践法

消費者教育（金融・契約）

多重債務問題（問題の背景と解決方法）等

※テーマ・内容は、ご相談に応じます。



平成22年6月16日 小学校家庭科研究部会研修会

いずれも、実施希望日の1～2カ月前までに仙台市消費生活センターへお申し込みください。
※ 講師謝礼は一切不要です。

※ P.T.Aでの講演などのご要望にも対応できます。

※ 具体的な内容・時間等については、後日の打ち合わせで決定します。



申込み・問合せ先

仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1 141ビル(三越定禅寺通り館)5階
電話：022-268-7040 FAX：022-268-8309

インターネットトラブルにご注意ください!

青少年をめぐる消費者トラブルは、ほとんどがインターネットによるものとなっています。

平成22年度仙台市消費生活センターに寄せられた相談のうち、契約当事者が19歳以下の相談では81%がインターネットトラブルに関する内容でした。

迷惑メールとは……

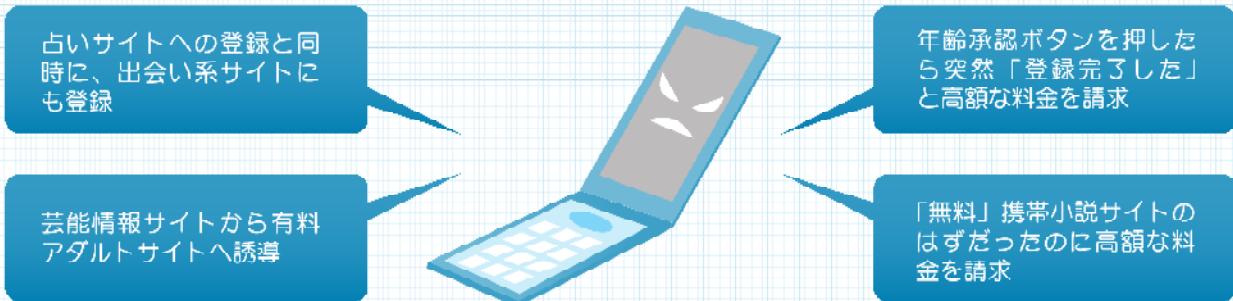
受け取る側の同意なしで一方的に送られてくるのが迷惑メールで、近年、手口が多様化・悪質巧妙化しています。

それでは、いったい迷惑メールはなぜ届くのでしょうか？

メールアドレス収集者がパソコンを使ってランダムにメールを送信し、偶然届いたメールアドレスを収集リスト化して、迷惑メール送信者である犯罪組織に販売されることなどが考えられます。

ワンクリック請求（誘引メール）

メール本文に記載されているURLをクリックするだけで、「登録が完了しました。登録料をお支払いください」と表示し、お金を騙し取ろうとする詐欺の手口です。



*コンピューターウィルスによりパソコンに請求画面が表示され消えない…

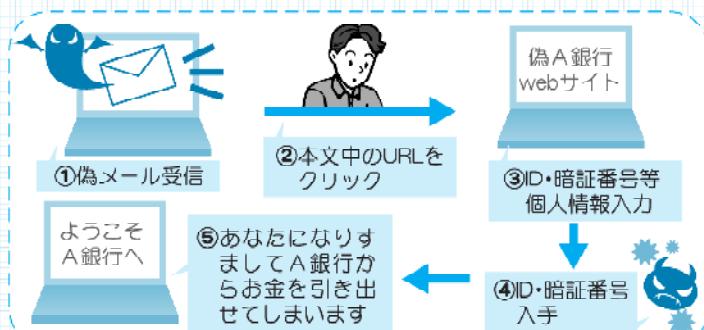
アダルトサイトを訪問した利用者のパソコンにウイルスを感染させることで、数々に料金画面を表示させたり、パソコンを再起動しても請求画面が現れたり、利用者を心理的に追い込むケースがあります。

請求画面の削除には（独）情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります（<http://www.ipa.go.jp/>）。自分で請求画面を削除できない場合は、費用が発生するかもしれません、パソコンメーカーやパソコンの購入店等にご相談ください。



フィッシング詐欺（誘引メール）

銀行やカード会社、ゲーム会社からのメールを装い、本物そっくりに作った偽サイトに誘導し、銀行の口座番号や暗証番号、カードのIDナンバーなど、大切な個人情報を入力させて盗み取る詐欺の手口です。



出会い系サイト（誘引メール）

出会い系サイトの多くは、メール交換等のサービスを利用する度に費用が発生する仕組み（都度課金）になっています。最近では、「出会い系の場」を求めたものだけではなく、消費者がSNS*や懸賞サイト等に登録した後に「メル友になってほしい」「（芸能人のマネージャーと称する者から）担当している芸能人の悩みを聴いてほしい」といったメールを受け取ったことをきっかけに、メール交換を行った結果、気がついたら利用料が高額になった上に「芸能人だと思ってメール交換していたが、嘘だった！」等の相談が寄せられています。*SNS…P7参照

チエーンメール

複数の人に転送を促す迷惑メールで、それを転送することによって「迷惑メールを送る加害者」となってしまいます。善意を装ったメールや面白そうな内容であっても、チエーンメールを送ることは迷惑な行為です。転送しないで削除しましょう。

インターネットの書き込みで起こるトラブル

子どもたちがインターネット上で独自にコミュニケーションの輪を広げている一方で、個人情報の漏洩やブログ・掲示板での誹謗中傷などのトラブルも多く起こっています。

◆ ◆ ◆ ◆ インターネット上の様々なコミュニケーションツール ◆ ◆ ◆ ◆

プロフ

プロフィールの略。インターネット上で自己紹介ができるサイト。

SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、コミュニケーションや情報交換を目的とした登録制のサイト。参加者が互いに友人を紹介し合ったり、個人の興味・嗜好等を登録していくウェブサイト。

ブログ

日記を書くような感覚で簡単に記事を更新できるサイト。読んだ人がコメントを書き込んだり自分のサイトに誘導する機能がついている。

掲示板

情報や意見の交換、コミュニケーションなどを目的に手軽に書き込みができるサイトの機能。「学校裏サイト*」なども。*学校裏サイト…ある特定の学校の話題のみを扱う非公式の匿名掲示板



被害者にも加害者にもなる可能性も！

サイトを通じた出会いによるトラブルや学校裏サイトでの誹謗中傷、いじめも大きな問題になっています。ネットで悪口を書かれるなど、子どもが被害にあう危険もありますが、同時に誹謗中傷の書き込み、チヤンメールの転送、違法ダウンロードによる著作権法違反など、子ども自身が加害者になるケースもあります。

権利者の許可をとった音楽などを配信しているサイトのトップページや購入ページには「エルマーク」が表示されています。「エルマーク」のあるリトからダウンロードしましょう！



トラブルに巻き込まれないためのポイント！

- 無料とうたっているサイトや迷惑メールに貼り付いてあるURLに簡単にアクセスしたり、身に覚えのないメールは無視して絶対に返信しないこと！
- 業者の連絡先が分かっても連絡しないこと！
(かえって個人情報を業者に教えることになりかねません)
- IDやパスワードは自分でしっかり管理し、絶対人には教えないこと！
- 請求を受けても、言われるままに支払わないこと！
- 受信・拒否設定やフィルタリングサービスを活用しましょう！



インターネットを安全に利用するためのお役立ちサイト

- 内閣府「インターネット上の違法・有害情報対策」
- (財)インターネット協会「ルールとマナー集」
- 日本データ通信協会「迷惑メール相談センター」
- 総務省「情報通信白書for KIDS」
- 警視庁「キッズ・パトロール」
- (社)著作権情報センター「コピーライト・ワールド」

- <http://www.it-anshin.go.jp/>
- <http://www.iajapan.org/>
- <http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>
- http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/kids/
- <http://www.npa.go.jp/cyberpolice/kids/>
- <http://www.kidscric.com/index.html>

「ダメ！」といふルールよりも、その危険性を教え、少しでも「困った」「どうしよう」「こわい」と感じることがあったら、すぐに家人や先生、身近な大人に相談できる環境づくりが必要です。

消費者トラブルは、子どもだけで解決するのが難しい問題ですので、トラブルが起きたら、できるだけ早い段階で相談してください。解決に向けて、お手伝いします。

便利な反面、危険が潜んでいる携帯電話 あなたは大丈夫？ケータイ危険度チェック！

YES →
NO →

安全に
使おうね！



START

ケータイ電話がないと不安で
常に身に付けている。



とりあえず、届いたメールは全部開けてみる。

紛失・盗難時の連絡先は控えてある。

ケータイ電話の占いや懸賞サイトによく応募する。

画面の表示をよく読んでから次に進む。

基本的にケータイは電話とメールしか使わない。

面白そうなサイトにはほとんど登録する。

出会い系やアダルトサイトには近づかない。

ロック機能やセキュリティ機能を使っている。

料金や情報量を確認してダウンロードしている。

警 告 (危険度 4)

かなり危険です。
安易に個人情報を入力してしまったり、悪質サイトにだまされないように注意が必要です。



要 注意 (危険度 3)

「出会い系サイト」の相手はほとんどがサクラです。だまされて高額な利用料を請求されたりするので、絶対に近づかないこと！

ま あ ま あ (危険度 2)

今後、大きなトラブルには巻き込まれないよう、細心の注意を払ってセキュリティ機能を使うなど今以上に上手に使いましょう。

良 好 (危険度 1)

今の利用の仕方で大丈夫でしょう。しかし、どんどん新手が出てくるから気をつけてね！

